

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第43号

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例（平成28年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、特に必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を割り引くことができる。

別表を次のように改める。

別表

分類	使用料の額		
	1台1回	区分	回数駐車券
普通自動車	2時間につき500円 (1時間につき500円)	平日	500円券1冊
		限定	12枚つづり 5,000円
		普通	500円券1冊
			11枚つづり 5,000円
			1,000円券1冊
11枚つづり 10,000円			
1,500円券1冊			
11枚つづり 15,000円			
2,000円券1冊			
11枚つづり 20,000円			

備考

- 1 平日限定の区分の回数駐車券は、平日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び市長が別に定める日（以下「休日等」という。）以外の日をいう。以下同じ。）に入庫し、かつ、当日に出庫した場合に限り、使用することができる。
- 2 普通の区分の回数駐車券は、平日及び休日等のいずれの日においても使用することができる。
- 3 （ ）内の使用料の額は、休日等に利用する場合に適用する。
- 4 1回の駐車に係る使用料の額は、平日に入庫した場合は平日に利用する場合に適用される使用料の額を、休日等に入庫した場合は休日等に利用する場合に適用される使用料の額を、駐車時間に応じて計算した額とする。
- 5 平日の1回の駐車に係る使用料が1,500円を超える場合における使用料は1,500円とし、休日等の1回の駐車に係る使用料が2,000円を超える場合における使用料は2,000円とする。
- 6 この表において、「1回」とは、継続する24時間以内の利用をいう。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市営金城ふ頭駐車場条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて駐車場を利用している者に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の名古屋市営金城ふ頭駐車場条例の規定に基づく回数駐車券の発行は、施行日前においても行うことができる。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づいて発行されている回数駐車券は、施行日以後も、なお効力を有する。